

 議会だより

とのしよ



～ 町長の責任を問う ～

三枝町長に対する不信任決議案 三枝町長に対する問責決議案

令和2年6月定例会において、議員発議により町長に対する不信任決議案と問責決議案が提出されました。今月は臨時号として、その内容についてお知らせします。



に対する 問責決議案は可決

6月定例会は6月17日に開会し、6月19日に閉会しました。
最終日に三枝町長の自己破産手続き等を理由として議員発議により、「発議第1号 三枝邦彦町長の不信任決議案」及び「発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案」が提出されました。問責決議案は、賛成9反対2で可決、不信任決議案は、賛成2反対10で否決されました。

『三枝邦彦町長に対する問責決議』全文

提出者 土庄町議会議員 岡野 能之
賛成者 同 岡本 経治
同 同 高橋 正博
同 同 三木 俊明

三枝町長は、新型コロナウイルス感染拡大により、町民が医療、福祉、経済、教育などに不安を抱え、混乱している中、自己破産手続きを開始し、その事実を報道等で突如として知らされた町民に更なる不安を与えている。そして町民からは、町長に対する不信感や道義的責任を問う声も上がっている。

言うまでもなく、町長は町政の最高責任者であり、町民との信頼関係の上に立って、より良い町づくりへ向けた舵取りをして行く重大な責務がある。

町長は自己破産手続きを開始した理由を、「コロナ対策も含め、行政運営に専念するため」と述べているが、まずもって今回の件に関して、町長自身が町民に対し誠実に説明をし、不安や混乱を抱かせたことへの謝罪をするべきであった。

また、町長は報道の中で、「個人の問題なので、町政への影響はまったくない」と述べた。確かに自己破産は法で定められた手続きであり、それ自体によって失職するものではない。しかし、自己破産した町長に、安心して町政運営を委ねられるのかという町民の懸念が生じるのは当然の事である。そして自己破産が確定した場合には連帯保証人や債権者、その他関係者に多大な負担を負わせるという事実は、行政全体の信用失墜にも繋がる。町長に対する不信感は町政への信頼を損なうと共に、土庄町の印象を低下させるものであり、町民の信頼を失ったままでは健全な町政運営を行うことは出来ず、このような状態は早急に解消しなければならない。

よって、本町議会は三枝町長の責任を問い、猛省を強く促すとともに、町民への信頼を早期に回復するべく行動することを求めて問責決議とする。

令和2年6月19日

香川県土庄町議会

問責決議案

質疑

問 福本耕議員

自己破産の事実が変わらない。町長にどんな責任を問うのか。

答 岡野議員

町長がどのような責任の取り方をするかを問いつつ、問責決議とした。

問 福本耕議員

問責でなければ問えないことは何なのか。

答 岡野議員

町長がどう責任をとるかというところをまずは見ていきたい。不安の声はあるが、それがすべての民意なのか分からないので問責とした。

問 鈴木議員

自己破産手続きからかなり時間が経っているが今から行動をすることを求めるのか。

答 岡野議員

確かに長い時間を要したが、いまだすべての民意が見えない。4月以降あまり声を聞かないような状態になっており、問責決議をもって町民に知らせることが必要だと思った。

討論

反対 福本耕議員

問責ではゆるい判断だと思うので反対する。

賛成 高橋議員

町政のトップとして責任を自覚し、住民への説明責任を果たすなど、信頼を取り戻す努力をするべきだと思うので賛成する。

賛成 岡本議員

今回の件が不信任に値するものか慎重に見極める必要がある。町長に対し、強く反省や信頼回復の取り組みを求めているかなければならないと思うので賛成する。

賛成 茂木議員

町長の責任は重大。本来自ら辞職すべき。辞職しないなら、議会としてはまずは問責決議を出し、その後、辞職勧告や不信任案を検討すべき。

賛成 三木議員

コロナ禍の中、町政に混乱を招くことは避けるべき。町長が町民の信頼を得る行政運営をしているか議会が厳しく監視し、履行されない場合は次の行動を取ることを申し添えて賛成する。

賛成 2
反対 10

三枝町長

不信任決議案は否決

『三枝邦彦町長の不信任決議案』全文

土庄町長三枝邦彦君を信任しない。以上、決議する。

提出者 土庄町議会議員 福本 耕太

賛成者 同 鈴木 美香

【提案理由】 三枝邦彦町長の不信任案を提出する理由は次の二つです。

① 町長職（公職者）の自己破産は社会的責任、道義的責任が重大であり、町長として信任できないので辞職すべきである。

法律では、自己破産により国民の選挙権及び被選挙権が失われることはないが、公職に就いている町長の自己破産を、社会的、道義的責任が当然、問われるものである。

具体的に述べると、町長は、一般人とは異なり町の財産を管理する責任があり、町民の財産を守るべき立場にある。そのような人物が自己破産により、「債務不履行」による大損害を関係住民に与えながら、公務を健全に遂行していくことなど、できるはずがありません。三枝町長は、その職における社会的・道義的責任の重さを自覚し、すみやかに辞職されることを提案する。また、提案者は三枝邦彦氏を町長として信任しない事を、ここに通告する。

② 固定資産税の滞納を、欠損処理されるまで放置したこと。これに関連して町議会議員（公人）でありながら税務課の納税相談に応じず時効延長を妨害したこと。さらに、町長就任後、議会での要請があったにも関わらずこの事件の真相解明を一切行っていないことは、重大な町民に対する背信行為である。

具体的に述べると、三枝邦彦町長は、土庄町議会議員であった2004年度から2008年度分の固定資産税約1790万円の滞納を、時効5年が経過し町当局が欠損処理するまで放置した。この間、税務課からの納税相談の要請に三枝邦彦氏は応じずに逃げ回っている。さらに、三枝邦彦氏は町長になった後、議会で行政の長として、自分自身が起こしたこの事件の真相究明と情報公開を行うよう求められていたにも関わらず、この6年間一切それをしていない。議員（公職者）時代に脱税事件を起こし、町長（公職者）になった後、公職の責任でもある調査をしなかった責任は重大である。

責任の重さを自覚し、三枝邦彦氏は町長職をすみやかに辞職されることを提案する。また提案者は、三枝邦彦氏を町長として信任しないことを、ここに通告する。

令和2年6月19日

香川県土庄町議会

不信任決議案

質疑

問 岡野議員

不信任案可決により辞職や解散で行政運営に空白が生じるが、町民が納得する行政運営ができるのか。

答 福本耕議員

町長が辞めた後のことについては、答えようがない。

問 岡野議員

空白期間の町政運営について、議会としての責任は、次の行政運営を任せられる者を考えているのか。

答 福本耕議員

選挙結果が出るまでの間は総務課長、企画課長が町長職を代行できる。

問 岡野議員

不信任案を出す前に町長自らがどのような責任の取り方をするのかを問うことは考えていないのか。

答 福本耕議員

町長は住民に対する影響は考えていないと思う。これ以上追及しても同じだと思う。

討論

反対 木場議員

新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、不信任を出すことは町政にさらなる混乱を与えることになりかねないので反対する。

反対 茂木議員

町民の信頼を損なっているのは確かであり擁護する気持ちは無い。けれど、不信任案は時期尚早。まずは問責決議を出し、釈明の機会を用意するのが先決。

賛成 鈴木議員

自己の財産を管理できない人が町民の命や財産を守るのか。過去の固定資産税の滞納問題も含め、2度も金銭にまつわる不祥事を起こした人を信用できないので賛成する。

※詳しい内容は、後日町ホームページに掲載いたします。

令和2年6月定例会 議員発議による議案とその結果

※6月定例会で審議された他の議案については、8月発行の議会だよりでお知らせします。

○：賛成 ×：反対

提出された発議	茂木	鈴木	福本達	三木	岡野	岡本	高橋	福本耕	川本	井上	木場	濱野
発議第1号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	※
発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	

※ 不信任決議案の議決は、議長も表決権を有します。

早期信頼回復のための行動を求めて
**議会から町長に
申し入れをしました**

問責決議案が可決されたことにより、町民の信頼を早期に回復するための行動について、6月23日、町長に申し入れをしました。

【申し入れ事項】

- 一、すみやかに各地区において住民説明会を開催し、町長自ら町民に対して自己破産手続きの経緯や今後の町政運営等について説明をすること。またそれに先立ち、ホームページで町民に不安を与えたことへの謝罪等を掲載すること。
- 二、副町長を早期に選任すること。
- 三、町長としての行動において町民に信頼を得るため、会議や出張等の目的、成果、旅費等の透明化を図ること。
- 四、迅速かつ適切に新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。

●用語の説明●

「不信任決議」法的拘束力があり、可決されれば、町長は10日以内に辞職するか、議会を解散しなければならない。

不信任決議が成立するためには議員数の3分の2以上が出席し、4分の3以上の者の同意が必要。なお、町長が議会を解散させた場合、議会の選挙が行われ、解散後初めて招集される議会で再度不信任決議（議員数の3分の2以上が出席し、その過半数の同意）があった場合、町長は議長から通知があった日において失職する。

「問責決議」議会として町長のふさわしくない言動に対して責任を問う意思を示すもの。議会の意思決定の一つで、法的拘束力はない。

臨時号の
発行にあたって

この度の6月定例会におきまして、土庄町議会は初めて町長に対する問責決議を可決いたしました。議会としては、このことを少しでも早く皆様にお知らせをする必要があると考え、今回の議会広報臨時号の発行という形となりました。

問責決議の可決は大変重い決断であり、議会としてもより一層丁寧で開かれた運営を行わなければなりません。また、議員一人ひとりも責任と自覚を持って行動する必要があります。

今後も、町政の適正な執行と、町民のより良い暮らしを一番に考え活動してまいりますので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

土庄町議会議長

濱野 良一